

商工会ニュースやはば臨時号No.29

年末調整の手続きはお早めに!!

年末調整では、事業主が専従者や従業員の年間の給与総額における年税額を確定し、既に源泉徴収をした税額との差額について納付または還付の手続きをしなければなりません。

令和7年分の源泉所得税の納付期限は、

① 納期特例の承認を受けていない場合は、翌年1月13日（火）まで

② 納期特例の承認を受けている場合は、翌年1月20日（火）まで

となっていますので、お忘れのないよう手続きを済ませてください。

商工会では、年末調整及び源泉徴収税の納付指導を次のとおり行いますので、該当される方はお気軽に商工会までお早めにご相談ください。

〈年末調整及び源泉徴収税の納付指導会〉

●日 時 令和8年1月7日（水）、8日（木）、9日（金）の3日間

午前9時30分～午後4時 ※土日、祝日は除きます。

●場 所 矢巾町商工会館

〈当日ご持参いただくもの〉

- ①源泉徴収簿（支払額及び徴収税額記入のこと）
- ②納付書（徴収義務者番号が印字されたもの）
- ③社会保険料等の支払いに関する証明書類（健康保険料・年金・年金基金など）
- ④扶養控除等（異動）申告書（令和7年分）
- ⑤給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書（令和7年分）
- ⑥保険料控除申告書（令和7年分）
- ⑦生命保険料控除証明書
- ⑧地震保険料等控除証明書（地震保険、旧長期損害保険）※短期損害保険料は控除対象外
- ⑨源泉徴収票及び給与支払報告書
- ⑩1月から6月までの徴収税額の納付領収書
- ⑪マイナンバー関係書類（通知書等）

※各種特別控除等の内容が複雑化し、扶養親族等の給与収入額によって控除額が変動いたしますので、配偶者及び扶養者がいる従業員（パートを含む）には、配偶者及び扶養者の給与収入額の把握を徹底し、上記⑤の書類提出をお願いいたします。

※令和7年度税制改正による「所得税の基礎控除の見直し等」に関する詳細については、右記QRコードからご確認できます。



（国税庁 HP）